

(論文)

ローマ共和政における政治問題としての海賊(1)

— 前2世紀末の状況 —

宮 寄 麻 子

キーワード

ローマ共和政 海賊 帝国 地中海世界 命令権

はじめに

現代世界において、各地での海賊の横行は深刻な国際問題の一つに数えられている。特に1990年代以降、マラッカ・シンガポール海峡およびアデン湾・ソマリア沖における海賊の横行が、日本を含む各国の海上輸送に甚大な被害をもたらしていることが夙に報道されてきた。この事態に対して国際的には2004年にIMO（国際海事機関）イニシアティブの「アジア海賊対策地域協力協定 Regional Cooperation Agreement on Combatting Piracy and Armed Robbery against Ships in Asia」が締結され、2008年に国連安全保障理事会の決議によってソマリア沖海賊に対する各国の連携が強化された。日本に関して言えば、2009年には海賊対処法が制定されたのと並んで、政府はソマリア沖へ自衛隊を派遣して国際協力態勢を強化した。また民間レベルでも民間護衛会社の船舶への導入といった自衛手段を講じるなど、海賊問題への本腰の対応が見られる¹。こうした動きの成果として、ここ数年は海賊被害の報道も少なくなり、海賊行為は減少しているかに見える²。しかしこうした海域を含む世界全体での海賊被害は2010年代に入っても微減ないしは地域によって微増傾向を持っている。2011年にはソマリア沖で日本籍のタンカーが襲撃された事件が報道されたことは記憶に新しいであろう³。この事件が一つの典型であるように、現在の海賊の主な襲撃対象が先進国企業所有のタンカーであるだけに、人命被害、身代金の支払い、船舶損傷といった直接の被害に終わらず、海賊問題は我々の生活そのものに及ぶことになると言われる。他方、これらの海域に海賊行為が多発しその解決が困難である現状の背景に、その沿岸地域における根深い紛争や貧困問題等があることもしばしば指摘されるところである⁴。

このように、海賊は現代世界に深刻な被害をもたらすと言われ、国際政治上の重大な課題として扱われている。にも拘わらずこうした現実と対照的に、海賊についてはどこかロマンティックと呼んでもよいイメージが備わっているというのは、思えば不思議なことではなからうか。その傾向が特に西洋の海賊に関して顕著であることを示すために、あまりに有名なシリーズ映画、“The Pirates of Caribbean”を取り上げることは、ディズニー映画としてのその荒唐無稽な内容は措くとして不適切とも言えまい⁵。そこにはまさに西洋の海賊に対して長年向けられてきた人々のイメージが端的に

1

盛り込まれていると考えられるからである。冒険、怪奇、既存の社会通念に縛られぬ自由な精神、残忍である一方で（特に女性に対して）紳士的な姿勢、そして恋、といったジャック・スパロウに付随するイメージは、しかし決して現代の娯楽作品の中でのみ創られたのではない。古典的海洋冒険小説『宝島』、あるいはファンタジー小説『ピーター・パン』にすでにこうしたイメージが示されていることを私たちはすぐに想起できるだろう⁶。

そしてこれらの小説等が日本において早くに翻訳されて広く愛され、西洋の海賊に関する同様のイメージの受容を促したことは、例えばテレビ人形劇『ひょっこりひょうたん島』が教えてくれる⁷。

西洋以外の世界における海賊にもこれと重なるイメージはある。たとえば中国の史書に現れる海賊の中にはやはり、民衆の支持を得た者、これを取り締まる政権側にすら受け入れられた者が散見する。また東シナ海一帯を荒らしたと記録される倭寇、瀬戸内等に勢力圏を形成した「水軍」などについても、小説等が示すイメージが、必ずしも単なる盗賊では終わらない彼らの実像に、少なくとも一定程度基づいていることは言うまでもない。とは言え、これら東アジアの海賊のイメージは、むしろ時の政権へ対抗する者、ないしは政権の及ばぬ海上という世界へ逃れて活動拠点を持った者という面が大きい⁸。上に挙げた、西洋の海賊に付随するロマンティックな冒険家としてのイメージは、そこでは希薄と言ってよい。

ではなぜ西洋の海賊にはこうした固有とも見えるイメージが伴うのだろうか。その直接的なモデルとなる実体は、近世国家形成期イングランドにおけるドレイク、ホーキンス等の実在の海賊たちの姿であることは良く指摘される通りであろう⁹。スペインをはじめとする当時の大国に小国イングランドが対抗し得たことへ一定の貢献をなしたという点に対する快哉がそこにはこめられている。また、やがて王権に莫大な富と権力を、そしてヨーロッパ世界そのものにその「中心」的性格をもたらすことになる「大航海」の時代に、危険に満ちた海原に漕ぎ出したという面も後世にロマンティックなイメージを残した、と。このような近世初期における実体としての海賊から出発して、略奪や殺傷といった「負」の実態とは裏腹に、「強きをくじく英雄」「冒険家」という「正」のイメージが附されていったという考え方はたしかに一定程度説得力を感じさせる¹⁰。

しかし近年では、近世初期の海賊像以前から西洋世界においてはこうしたイメージが存在し、そこにはまたその前提となる実体が伴っていた、という主張が提示されるようになってきている¹¹。中でも著者が深く関心を持つのは、著者の専門領域である古代ローマ共和政期に関する海賊研究である。De Souzaに代表されるこれら諸研究では、古代ローマを出発点として、地中海世界を中心に実体としての海賊をモデルとしつつも、それとのズレを持つイメージが形成され始め、それが後世の西洋における海賊像の原型となったという主張が見られる。より具体的には、帝国形成期の共和政ローマが地中海へ進出し始めるに対して、これに対抗せんとする沿岸諸地域の勢力が存在し、これをローマ人側が「海賊」と呼んで、討伐という名目でもってこれらの勢力に対する軍事力投下を正当化したという実態が、西洋における海賊イメージの出発点にあるという¹²。

2 西洋の海賊像形成を古代ローマ帝国成立の動向と結びつけるこうした見解によれば、この意味において西洋世界における海賊問題は、起源的になによりもまず政治的な存在として理解されていたということになる。果たしてこのような海賊像は、またその前提となるローマ帝国像は正当といえるのだろうか。この点は今後のローマ帝国形成史の中で問われていくべきであろう。この作業の前提として、本論文においてはひとまず、帝国形成期にあたり古代ローマ共和政中・末期の海賊がいかなる意味で政治的に「問題」と見なされていたのかという点を考察してみたい。この目的のために、当時海賊と呼ばれた者たちについてどのような報告がなされていたのかを、文献史料を中心に整理することが、本論文の作業である。

1. ローマ共和政の海賊（前2世紀まで）

ユリウス・カエサルが海賊に捕らえられて身代金を払い、その後逆に彼らを捕縛して処刑したというエピソードが、古代ローマ期の海賊というと必ずと言ってよいほど取り上げられる。プルタルコス等が伝えるこのエピソードの中で、カエサルは海賊達に捕らえられている間、彼らとゲームやスポーツ、詩の朗読などを共に楽しんだと伝えられている¹³。このあまりに有名なエピソードがあるため、カエサルの生きた前1世紀前半の海賊についてはどこか物語めいたイメージができあがっているとも思える。

しかしこのエピソードの背後には、ローマ共和政末期における海賊像の特徴が見え隠れしているとも考えられる。端的に言えば、それはカエサルのような破格の「英雄」の人物伝なればこそ、それに対置された海賊像も「ロマンティックな」ものとして現れるということになる。しかもそれらは紀元後1～2世紀、即ち帝政初期の著述家によってなされたものである。その他の、とりわけもっと早い時期の史料には、こうした海賊の姿は全くと言ってよいほどない。海賊に関する地中海世界全体（主に東地中海）における史料の言及自体は古くはホメロスから存在し、特に前2世紀以降に関しては比較的豊かである¹⁴。その中で海賊と海賊行為に関してローマ共和政と関わる史料から読み取れる情報を整理してみよう。

ローマと海賊との直接的な関わりを明確に叙述している最も古い史料は、管見の限りでは前229年の第一次イルリュリア戦争に関するものである。この時、最上級政務職である2名のコンスルはイルリュリア人の海賊行為に対して、イタリア商人への襲撃を防ぐと共に、ギリシア諸都市を保護する目的で戦闘を行ったという。「イルリュリア人の襲撃は、一部のみならず全ての（ギリシア）地域に広がっていたからである¹⁵」。前181年には、南イタリアおよびマッシリアの住民からの海賊被害の報告に応える形で、リグリアおよびヒストリアにその年のコンスルが派遣されている¹⁶。さらに前123年には、バレアレス諸島でコンスルが現地人を海賊行為の理由で制圧し、多数の者を殺害した上で、マヨルカ島にローマ人の入植地を築いた。この業績によってこのコンスルは、Barearicusの添え名を得た¹⁷。

そして、前2世紀最末期になって初めて、有名なキリキア（現アナトリア南部沿岸部）の海賊とローマ人との戦いに関する記述が現れる。古代地中海において最も凶悪と恐れられたキリキア海賊を、ローマ軍が政務職在職者（ないしその権限保持者）を軍司令官として駆逐しようとした事件が伝えられる最初の例である。この事件を直接とりあげる史料は以下の2つであるが、その言及は極めて短い。

「プラエトルのマルクス・アントニウスが、海の盗賊たちをキリキアまで追跡した¹⁹。」

「キリキア海賊がローマ人達によって一掃された¹⁸。」

この時期に関するリーウィウスの年代記本文は消失しており、本文要約と4世紀におけるオプセクエンスによるリーウィウス年代記の抜粋・縮小版しか残っていない。これらの記述からでは、見てもこの時の海賊の被害者が誰であったのかはわからない。この時期キリキア出身の海賊達によって、小アジアからエーゲ海東岸にかけての広い範囲が被害を受けていたことは、ヘレニズム世界におけるさまざまな史料が伝えてはいるが¹⁹。

一方、「要約」にはアントニウスが海賊達をキリキアまで追跡したとしか述べられていないが、オプセクエンスは「キリキア海賊が」と明記していることから、この時アントニウスが討伐しようとした海賊は、キリキア出身であると考えて良いであろう。

アントニウスは具体的には何を行ったのであろうか。詳細はわからないが、キケローは自分の叔父がこの時アントニウス麾下で戦死したということ述べているので、戦闘があったことは確かであろう²⁰。また、同じくアントニウス麾下のヒルスなるプラエトル格の人物が、コリントウス海峡で戦艦を陸上輸送した後、アテーナイで冬を過ごし、その後先行したアントニウスを追ったということ伝える碑文が残る²¹。つまりイタリアから艦隊が戦地に派遣されたということである。しかし同時にロドス、ビザンティオン等がアントニウスに戦艦を送って支援したこともわかっている。この時期、イタリアから派遣された軍のみで東地中海で戦闘を行うことは通常困難である。おそらくはローマ軍と並んで、東地中海のローマの同盟諸都市から軍が供出されたことがタキトゥス『年代記』からもうかがわれる。つまり相当大規模な軍事行動が想定されていたということになる²²。

ところで注目すべきは、この時にプラエトルとしてキリキア海賊討伐の指揮を執ったアントニウスに与えられた権限の内容である。この権限の内容を明確に伝える史料はないが、周辺的な情報からある程度の復元は可能となる。

彼が前102年にプラエトルとしてキリキア海賊討伐の指揮を執ったということ前提とすると、彼は3年間にわたって命令権を保持したことになる。おそらく彼は続く2年間、プロコンスルとして海賊討伐を指揮したのであろう²³。

また彼の派遣先属州はおそらくキリキアであると考えることが最も妥当であろう²⁴。以上の情報を整理すると、アントニウスの命令権は次のようなものと考えてよいだろう。彼の命令権は、最初はプラエトルとして、その後はプロコンスルとしておそらく3年にわたる長期のものであった。管轄属州はキリキアであろうが、しかし「要約」の記述、「キリキアに追い込んだ」は、アントニウスの軍事行動がキリキアの外でもあったことを示唆している。また彼はおそらく隣接する属州アジアでも資源を調達したであろう²⁵。つまりはこの命令権は、1年任期である政務職在職者への1属州内のみへ適用されることを基本とするローマ共和政の命令権の原則を逸脱するものであると言えよう。

これ以降の共和政末期の海賊に関する史料は、その大部分がキリキア海賊に関する内容となっている。こうして見ると前102年前後の事例は、前1世紀のそれと同じ括りに入れることができそうにも思える。つまり、この時点以降、キリキア海賊の横行がローマにとって最大の海賊問題と認識されていたと言えそうである。

しかし別の面からすれば前102年前後の事例に関する史料の中は、その前の史料群との共通性も見出すことができそうである。それは、海賊の出没する海域・地域は多様または不明瞭であっても、この時点までの海賊行為は直接ローマ人に対して向けられたと説明されていないという点である。被害者としてギリシア人や、南イタリア住民や現南フランス住民の名が現れているが、ローマ人自身が被害にあったという記述は全くない。これに対して、後に述べるように前1世紀の事態を伝える史料では、ローマ人ないしローマ都市がキリキア海賊からの略奪を受けたということが具体的に述べられている。このような被害の痕跡が見当たらないにも拘わらず、ローマが海賊討伐のために軍を送った理由は、前の史料群においては、各地の住民の要請に応えたものであった。では前102

4

2. キリキア海賊

上述の通り、キリキア地方とは現在のトルコ南部、アナトリア南沿岸地域一帯を指す。この地域

が海賊の本拠地および海賊による奴隷売買の市場として機能していたことは、ギリシア系の多くの史料で周知の事実として語られている。それらによると彼らの略奪はキリキアおよび隣接するパンフィリアに限らず、南のシリアなど東地中海沿岸諸都市、そして東地中海海上を航行する船舶にまで及んだと言われる。そして物資を略奪した他に、捕らえた自由人を奴隷として売却したという²⁶。つまり、まさに「盗賊」と呼ぶにふさわしい略奪・不法売買行為を行っていたと述べられているのだ。

こうしたキリキア海賊によるローマ人への、ないしはローマへの海上交易路への直接の被害を示す史料は前2世紀を通して皆無である。しかし上でも述べた通り、それがローマ人への襲撃はなかったということの意味するということにはならないであろう。むしろ前2世紀後半にはローマ商人の東地中海における取引は活発化しているの、彼らの一部が不幸にしてキリキア海賊の略奪を受けたことは、史料の報告がなくても推し量ることが自然である。前140年頃には、当時のローマ政界において最大の影響力を持っていたスキピオ＝アエミリアヌスが元老院議員からなる調査団を編成して東地中海に出向き、キリキア海賊へのセレウコス朝シリアの対応の甘さを非難するといった事態が知られている²⁷。このできごとは、東地中海でのローマ商船の被害を前提として理解すべきであろう。しかし同時にこのことは、De Souzaが言うように、少なくともこの時期にはローマがキリキア海賊の猖獗を自ら封じようという意志を持っていなかったということの意味しそである²⁸。前140年代末までには、ローマ人が被害を受けたという理由で、ローマ軍によってキリキア海賊討伐が行われることはおそくなかったのである。そうであるにも拘わらず、ローマは上で見たように、前3世紀末や前2世紀に地中海での海賊討伐に軍を派遣している。そしてそれは全て、現地住民の要請に応える形をとっていたということも既に述べた。だとするならば、この時期のローマにとっての海賊問題は、ローマ自体にとってのそれというよりも、地中海各地の現地住民の期待にいかにかローマが対応するかということになるであろう。キリキア海賊問題もまた同じ脈絡で理解できるのではないだろうか。

この点に加えて、キリキア海賊の横行に関しては別の性格もまた検討すべきである。東地中海でのキリキア海賊の横行は、諸史料の中で現地諸政権との関係づけて取り上げられることが多い。例えば上述のスキピオらの調査の直前には、セレウコス朝に対する対抗勢力がキリキアの海賊を扇動してシリア沿岸を襲撃させたという事態が知られている²⁹。シリアはセレウコス朝が権力を掌握しきれず、王国各地の諸勢力が相克ないし王権との対立をきたしていた。つまりキリキア海賊はこうした王国内部の政治闘争の中で、現地有力者の一種の私兵集団としての機能を果たしていたということである。しかしまた、この時期のキリキア海賊の略奪をエジプトやキプロスが、シリアの弱体化を招く事態として歓迎したという記述も残っている³⁰。スキピオの調査団によるシリアへの警告は、東地中海世界全体のこうした状況を踏まえてのことであったという可能性も捨てがたい。

以上から垣間見えてくる、前140年頃までのキリキア海賊の姿は二重の性格を備えていると言えよう。すなわち「盗賊」として略奪・不法売買を行う者の姿と、地方有力者の私兵的な者の姿である。ただし、このようなキリキア海賊の性格が前102年にローマが（おそらく）初めて彼らに対して軍を発動した時点にも持続していたかどうかは、さらに検討すべきである。この点についてのヒントを提供するものとして、次に前100年制定と考えられる立法の内容を挙げておこう。

3. Lex de provinciis praetoriis

「プラエトル管轄諸属州に関する法」という名で知られているこの法の正確な制定年はわからない。しかし法文中に前100年のコンスルの名が現れているので、その年のコンスルの選挙よりは後であ

ることから、前101年の末か前100年初頭と考えることが妥当と言える。法文自体は、19世紀末にデルフィで出土した碑文で部分的に知られていたが、1970年にクニドゥスから出土した別の碑文によってそれよりも多くの、そして部分的には異なる文面が明らかになったことが知られている³¹。

法文は非常に長いので、その内容をここで全て挙げることはできない。ここでは本論の議論に関する内容のみをとりあげておこう。この法は東地中海において前100年に「ローマおよび同盟都市市民、ラテン人、ローマ人との友好関係を享受している外国の市民が安全に航行できるように」(ὥστε τοὺς πολίτας Ῥωμαίων καὶ τοὺς συμμάχους Λατίνους τε τῶν τε ἐκτὸς ἐθνῶν οἴτινες ἐν τῇ φιλίας τοῦ δήμου Ῥωμαίων εἰσὶν μετὰ ἀσφαλείας πλοίεσθαι δύνωνται ἢ τὴν τε Κυλικίαν διὰ τοῦτο τὸ πρᾶγμα κατὰ τοῦτον τὸν νόμον ἐπαρχεῖαν στρατηγικὴν πεποιηκέναι)、キリキアを含むいくつかの新しいプラエトル管轄属州(ἐπαρχεῖα στρατηγικῆ)を設置することを定め、そのことを先に当選した(つまりより権威がある)コンスルが東地中海の「さまざまな人々」に知らせることが定められている³²。さらに最初に当選したコンスルが東地中海各国の王(キプロス、エジプト、キュレネ・・・)に対して(τὸν βασιλέα τὸν ἐν Κύπρῳ] διακατέχοντα καὶ βασιλέα τὸν ἐν Ἀλεξανδρίᾳ καὶ Αἰγύπτῳ βασιλεύοντα καὶ πρὸς [β]ασιλέα τὸν ἐπὶ Κυρήνην βασιλεύοντα καὶ πρὸς ...)、いかなる形でも海賊に基地、港を供与しないことを要請する書簡を送り、かつその写しをロドス人に送ること、そして本件に関して元老院にてロドス人のための特別公聴会を開くこと等が定められている³³。これら一つ一つの内容がどのような関係を持っているのかは議論の余地があるが、全体として浮かび上がってくるのはまずこの頃、キリキアをローマが属州とすることと海賊対策とが結びついていること、そしてもう一点はそれらのことに東地中海の「様々な人々」、特にロドス人がなんらかの形で関与しているということである。特に王達に海賊を支援しないよう通達した書簡をロドス人に確認させるということは、ロドス人たちが海賊(キリキア海賊に特化されてはいないが)対策をローマに要請していたということを強く示唆する。

このように、この法の内容からは、前2世紀最末期のローマにとって、キリキア海賊の「問題」とは東地中海住民によるローマへの海賊対策要請にいかに応えるかということであったということが見えてくる。前の節で確認した前140年代の事態とその点で違いはない。

ではキリキア海賊への対処をローマに要請する現地住民の理由とはなんだったのだろうか。ここでも前節の内容を思い出すべきであろう。すなわち考えられる理由はキリキア海賊の略奪行為か、あるいは現地諸権力の相互対立の中である勢力がローマに助力を求めたことか。明確な答えを得ることは不可能である。しかし上で挙げた法が、ヘレニズム諸王国の王権に対して海賊支援を禁じ、またロドス人のみを優遇していることは、少なくともこの時点でのキリキア海賊の問題性とは現地諸権力との関わりの中で認識され、対処されていたという面があったということを示唆しているのではなかろうか。

そうであるならばここで注目すべき点は、前140年代の東地中海情勢との決定的な違いである。すなわちスキピオがセレウコス朝の海賊に対する弱腰を非難したように、この時点ではローマには自ら東地中海の海賊対策に乗り出す姿勢が見えない。しかし前2世紀末には、海賊対策のために軍事行動を起こし、さらに立法によってキリキアをプラエトル管轄属州とすることで、以後この地をローマが恒久的に直接統治することになったのである。このことは、前2世紀最末期においてはローマが単に東地中海の諸権力との国際関係を重要視したに留まらず、直接東地中海支配への姿勢を示していることを意味すると考えることは妥当と言えそうである。

以上の検討を踏まえると、前2世紀最末期までのローマにとって、海賊問題は地中海における対外関係の一環であり、そのようなものとして対処されていたという面が見えてくる。特に前2世紀

最末期のキリキア海賊に関してはその側面が確認されるだろう。この時期のローマ共和政にとっての海賊問題とはこの意味でまず政治的であったと言えるであろう³⁴。

しかし同時に、この立法でロドス人への配慮がなされ、東地中海諸王権への協力要請がなされていることも忘れてはなるまい。法文中ではくり返し、この法によってキリキア属州総督が現地諸王権の住民への権限を超越するものではないことを明記している³⁵。このことが字義通りにローマの消極的な姿勢を示すとは言えまい。とはいえ、現地諸勢力をも自らの支配下に収めていく前1世紀の状況に比較すれば、この時期のローマの東地中海における姿勢は慎重なものと言えるであろう。以上の全体を考慮すると、前2世紀最末期のローマには、東地中海への進出を見据えつつも、基本的には現地勢力の主体性を尊重するという従来の姿勢を維持するとい姿勢が見られるという理解に留まるのではないだろうか。

他方、海賊問題はまた（以上の内容と関わりながらも本質的には）別の意味でもローマ共和政にとって政治的でありえる。それは海賊討伐の命令権が、これを得た者に共和政における政治的優位をもたらす可能性である。前102年前後の事態に関して、次にこの点を検討してみよう。

4. 「演説家」マルクス・アントニウス

前102年のプラエトル、マルクス・アントニウス（前143～前87）は、かの第二次三頭政治家の一人であるアントニウスの祖父にあたる。この高名な孫からすると、祖父の方は影が薄いようにも思える。しかしキケローが『弁論家についてDe Oratores』の主人公の一人として彼にあるべき弁論の理想を語らせていることからわかる通り、アントニウスは当代随一の法廷弁論の名手として名を轟かせており、しばしばMarcus Antonius Orator（「演説家」の意）と呼ばれる³⁶。またその政務職キャリアから見て、演説や思想といった面のみではなく共和政末期の政界においても彼の立場が容易ならざるものであったことがわかる。

共和政期においてアントニウスの名が史料中に大きく取り上げられるのは、管見の限りではこの人物が最初である³⁷。家系内の前の世代について何の情報も史料は提供しない。アントニウス自身については、前113年にクワエストルとして属州アジアに派遣され、翌年もプラエトル格でアジアに留まっていたことが、史料上わかる最初の経歴である³⁸。次に彼の名が史料に現れるのが、前102年からの海賊討伐となっている。既に見たように、この年彼はプラエトルであり、おそらく前101年および前100年にはプロコンスルとして東地中海に留まった。そして前100年にローマにて凱旋式を挙行している³⁹。その後の彼の政治的上昇は安定しており、前99年にはコンスル、前97年にはケンソルを歴任した⁴⁰。際だって保守的というわけではないとはいえ門閥派に属してスッラを支持した彼は、前87年のマリウスによるローマ占拠の際にマリウスとキンナによって処刑され、その首級はフォルムの演壇にさらされた⁴¹。

おそらく祖父、父と政治的キャリアを持たないか、あるいは少なくとも特筆に値する存在でなかったこの人物が政界で最上級の地位に昇るには、前100年の凱旋式が大きく作用したであろうことは、共和政の政治文化の中で疑う余地はない⁴²。つまりはキリキア海賊の討伐が、彼にとって政治的に極めて大きな機会を提供したということになる。ではそもそもなぜそれまでほとんど何の軍事的功績も知られていなかった可能性が高いアントニウスがこの任務を得たのであろうか。その点を伝える史料は皆無である。ヒントとなりそうな情報は、この年のローマの軍事行動と軍命令権を行使し得る者達の動きであろう。前105年から始まったキンプリ族、テウトネス族のイタリア南下を阻止するべく、前104年から100年までは、マリウスがコンスルに毎年就任するという極めて異例の状況が継続していた時期であることは言うまでもない。前102年にもマリウスと、同僚コンスルの

カトゥルスはガリア・キサルピナにおいて両部族との戦闘のただ中にいた⁴³。この年の8名のプラエトルのうち名前がわかっているのは3名のみであり、うち1名は属州ヒスパニアの総督として赴任し、もう一名は前104年以来鎮圧がならないシキリアの奴隷反乱（所謂第二次シキリア奴隷戦争）のためにシキリアに派遣されている⁴⁴。こうした重要な軍事作戦が展開する中で、東地中海の海賊討伐のために派遣されえたのがアントニウスだけであったということなのかもしれない。むしろこの他に5名のプラエトルの名と動向がわかっていない以上、これは単なる推量の域を出ないのであるが。

その場合は、特筆すべき祖先も経歴もなく、演説家としてはともかく、軍事的にはこれといった功績もなしていなかったアントニウスが派遣されたこの海賊討伐とは、前節で見てきたようにたとえ東地中海住民からの要請があったにしても、実は当時のローマにおいて少なくともガリア人襲来や奴隷反乱に比較すれば、めざましい解決が期待されたいたわけではなかった「問題」だったというDe Souzaの見解は妥当にも思える⁴⁵。

アントニウスが海賊討伐の司令官に選ばれ、異例の命令権が付与された理由は上で見たように明確にすることはできない。一方この海賊討伐が彼にもたらした結果は明らかである。彼が前100年に海賊への勝利を理由に凱旋式を挙行し、それが前99年のコンスルに彼が選出されるにはこの凱旋式が作用したであろうということは述べた通りである。おそらくはアントニウスのその後の政界における地位はこの海賊討伐の成功によって定まったと見てよいだろう。しかし海賊討伐の成功は彼の世代に留まらない作用を及ぼしたと考えられる。前74年に彼の息子マルクス・クレティクスM. Antonius Creticusが海賊討伐のために「無制限の命令権 imperium infinitum」を得て、前71年頃に死去するまで地中海の東西を管轄し、各地で海賊を追っている。政治的にも軍事的にも無能であり、クレタでの敗北から侮辱的にその呼び名をつけられたといわれるクレティクスが前74年にこの極めて大きな異例の権限を得た経緯は伝わっていない。しかし、前74年のキリキア海賊討伐決定の際に、元老院内において約30年前の「演説家」の功績が想起され、そのことがクレティクスにとって有利に働いたことは疑いがあるまい⁴⁶。

第二次三頭政治家の父であるクレティクスは結局、クレタでの海賊との戦いで敗北して捕虜となり、ローマに帰還することなく病死した⁴⁷。このようにこの軍事行動は不首尾の結果に終わり、クレティクス自身はコンスルに就任する機会すら持たない。にもかかわらず彼の3人の息子達は内乱期の政界において頭角を現し、三頭政治家ともう一人がコンスルに、残る一人もプラエトルに就任している⁴⁸。こうしたアントニウス家の前1世紀における政治的地位が「演説家」の功績のみで達成しえたものでないことは当然であろう。しかしそれを支えていた一つの要素として祖父である「演説家」アントニウスの名声があったことは間違いあるまい⁴⁹。

つまり、この時期のキリキア海賊の討伐は、少なくともローマ政治家が自らの政治経歴を上昇させる好機をもたらすことになったことは確かだと言える。そうである以上、当時の政治家が海賊討伐の命令権から生まれるこうしたメリットを期待したであろうこともまた当然である。De Souzaは8 この点をさらに進めて、前1世紀のローマ政治家達は自らの政治経歴のために地中海沿岸における現地住民間の紛争、小競り合いを「海賊行為」と位置づけてその討伐に乗り出しさえしたと主張する⁵⁰。この見解の妥当性については次稿にて議論したい。本稿での検討の限りでは、こうしたメリットは討伐がある程度（曲がりなりにも凱旋式を挙行できたという程度）の成功を収めた結果として顕れていると言えるのみである。

小結

史料から読み取れる情報に基づいた以上の議論を整理してみよう。前2世紀最末期までのローマにとって海賊問題とは、ローマ人が略奪等を受けたということではなく、地中海沿岸の住民による救援要請によって初めて「問題」として存在するものであったという理解が妥当に思える。この救援要請には、実際に現地住民が略奪等の被害を受けたからという理由と並んで、少なくともキリキア海賊に関しては現地諸勢力の対立というコンテキストの中で、対立勢力の一方がローマの助力を求めたという理由がありえる。そして特に前2世紀最末期以降の東地中海においては、ローマは現地住民の要請に応えるという名目で、対外進出の足がかりを見据えていたという理解も否定しがたい。この考えに従うならば、海賊はローマ共和政にとっての政治問題として、まずこうした意味を備えていたということになる。

しかしまた、海賊問題は別の意味でも政治的であったのかもしれない。すなわち海賊討伐によって功績を挙げた者が、共和政の政治経歴を上昇するために有利でありえたという点である。それはアントニウス家のように次世代、次々世代にまでおよぶ声望をもたらした可能性がある。

だがこの脈絡の中で海賊討伐のために「演説家」アントニウスならびにクレティクスが異例の命令権を獲得したことは、どう位置づけられるのであろうか。こうした異例の命令権の出現が、後の皇帝権の前段階的性格を備えるものであることは、既に著者が別稿にて指摘したところである。クレティクスの命令権については「ポンペイウスのその先駆けとなるものであった」とウェレイウスが述べている⁵¹。異例の命令権は前2世紀末には既に幾度も生まれていた。上述の通り、すでに前104年来マリウスが5年継続しコンスル職に就くという、第二次ポエニ戦争以来絶えてなかった事態が出来している。あるいはそれに先立つこと30年ほど前には、前述のスキピオ＝アエミリアヌスが年齢、経歴面において就任資格を満たさぬにも拘わらず、二度、異例な形で命令権を獲得しているということも想起できよう。しかし、スキピオの異例の命令権獲得の背景には、第三次ポエニ戦争やヒスパニア反乱といった、前2世紀半ばの対外支配拡大・確立過程の中でローマにとって焦眉の課題であった軍事行動のために、当代随一の名門出身にして軍事的才能の持ち主であるスキピオの命令権獲得が要請されたという事情がある⁵²。また新人ではあるが、同じく軍事的才能がその地位の最大の要因であるマリウスなればこそ、キンプリ、テウトネス族の襲来（あるいはその直前、アフリカにおけるユグルタ戦争）という非常事態において異例の命令権を承認されたと言える⁵³。そうであるにもかかわらず、アントニウス親子に異例の命令権をもたらした背景であるキリキア海賊問題のみは、そのような事態として共和政に受け止められていなかったと考えることには無理があるのではないだろうか。

もしも海賊問題がローマにとってそれほど焦眉の課題でなかったのであれば、アントニウスの異例の命令権の意味がわからなくなる。特に前102年について、海賊によるローマへの被害が実はそれほど深刻ではなく、むしろ東地中海住民の要請に応えんがため、そしてその背後には東地中海の秩序形成が目指されていたという意味で、あるいはまた政治家が政治的優位獲得のために海賊を利用したといった意味でキリキア海賊問題が政治的であったなら、政治的に影響力を行使しえる立場には未だなく、かつ軍事的能力においておそらく未知数であったアントニウスになぜ異例の命令権が与えられたのであろうか。

既に述べた通り、「演説家」アントニウスに命令権が付与された経緯が伝えられていない以上、この点についてこれ以上検討を重ねることは難しい。本論文の結論から得られる限りで言えば、その理由は次の二つのどちらかと考えることが最も妥当であろう。すなわち前2世紀最末期の海賊問題とは上述の二つの意味で政治的であり、その上で史料が伝えないなんらかの理由で「演説家」アン

トニウスが異例の命令権を獲得しえた理由があったか、あるいは、当時のローマにとってやはり海賊問題はなんとしてでも解決すべ焦眉の課題と認識されていたかである。後者の場合、両コンスルおよび他のプラエトルが他の地域に派遣されねばならない状況でアントニウスが選ばれた際に、キリキア海賊討伐を実現するためには異例の命令権付与もやむを得ないと判断されるほどの、それは深刻さであったことになる。もし後者の場合でも、キリキア海賊が現地住民（ロドス人、そしておそらくは諸王権も含めて）のなんらかの国際関係の中で単なる盗賊以上の役割を果たしていた可能性が否定されるものではない。また、それを踏まえてローマが東地中海において影響力拡大の手がかりを求めていたこともありえるであろう。しかしすでに述べた通り、この時期のローマの東地中海における全体的な対外姿勢は、前1世紀と比較すると未だ消極的なものに留まっていたと言える。だとするならば、この時期にはキリキア海賊の略奪行為によってローマ人が実害を被っており、しかもそれがローマ内部になんらかの切迫した状況をもたらしたいたかもしれないという理解が、この時期の海賊問題の中でより妥当性を持つことにもなるであろう。

いずれにせよ、この解釈の妥当性はさらに検討を要するであろう。確かに、前102年前後に関してはローマ人が被害を受けたという史料の言及は皆無である。しかし、前1世紀初頭以降に関してはそのような言及が多く残されている。前2世紀最末期になかった被害が、その直後から頻出したのであろうか。そうだとしたら、その理由はなんであろうか。あるいは、史料の言及はなるほどないものの、それは上で述べた前2世紀最末期に関する史料自体の少なさの故なのかもしれない。現に前102年についてのリーウィウス、オプセクセンスの叙述自体、あまりに貧しい。以上の問いに対する検討は従って、前1世紀初頭以降のキリキア海賊とローマとの関係を伝える史料を整理し、検討を加えることによって続けることが必要となるが、その作業は次稿に譲りたい。

【註】

- 1 稲本守「ソマリア沖海賊問題と海賊対処をめぐる一考察」『東京海洋大学研究報告』第7号（2011）p.17。「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成21年6月24日法律第55号）」（<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H21/H21H0055.html>）最終アクセス2014年1月10日16時。以下、すべてのWebSiteへの最終アクセス日時を同じくする。また、海外における海賊事件の被疑者に対する日本国内での司法手続きも行われるようになっていることも記憶に新しい。例えば、『朝日新聞』2013年1月12日付夕刊（東京版第4版）9面の田村剛・根岸拓朗署名記事を見よ。
- 2 長谷知治「マラッカ・シンガポール海峡、アデン湾における海賊事件」および、許淑娟「マラッカ・シンガポール海峡における国際協力」『東京大学海洋アライアンス「知の羅針盤」』（<http://www.oa/u-tokyo.ac.jp/rashimban/kaizoku/cat61/post-27.php>）。マラッカ・シンガポール海峡の海賊減少については、稲本守、同上論文、p.26も参照。
- 3 外務省ホームページ「ソマリア沖・アデン湾の海賊等事案の現状と取り組み」<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/pirate/africa.html#section2>。
- 4 下山田聡明『ソマリア沖海賊問題』（成山堂書店、2012）、pp.59ff。
- 5 『パイレーツ・オブ・カリビアン』という邦題で2012年9月までに4作が発表されている。それぞれ簡単に邦題と日本公開年のみを挙げておく。『パイレーツ・オブ・カリビアン／呪われた海賊たち』（2003）、『パイレーツ・オブ・カリビアン／デッドマンズ・チェスト』（2006）、『パイレーツ・オブ・カリビアン／ワールド・エンド』（2007）、『パイレーツ・オブ・カリビアン／生命の泉』（2011）。しかし海賊映画の歴史ははるかに古い。このテーマについては、Parish, J. R., *Pirates and Seafaring Swashbucklers of the Hollywood Screen*, Jefferson, N.C., 1995がある。
- 6 R. L. Stevenson, *Treasure Island*（邦題『宝島』）の初出は1867年。J. M. Barrie, *Peter Pan*（邦題『ピーター・パン』）は、1904年初演の戯曲であったが、1908年に小説版が出版された。これらの小説に併せて所謂海洋小説というジ

ジャンルが、特に近代イギリスで成立したという点は、当然イギリス帝国主義の持つ文化的側面として受け止められるべきであろうが、本論ではこの点に立ち入る余地はない。参考文献として、Earl, P., *The Pirate Wars*, London, 2003, pp.10f.のみをあげておく。

- 7 1964年から1969年にかけてNHKにて放映され一世を風靡した、井上ひさし原作の人形劇。主要登場人物の一人トラヒゲをはじめ、複数の海賊が登場する。
また、最近では尾田栄一郎『ONE PIECE』（集英社『週刊ジャンプ』において1996年以降掲載。現在に至る）の爆発的ヒットを想起できよう。本作品は2013年11月1日までに単行本累計売り上げ3億冊を突破している（集英社2103年10月31日発表）。荒唐無稽な内容のコミックである本作品は、西洋世界における海賊のロマンティックなイメージの日本における受容の端的なあらわれと言えよう。
- 8 このテーマについて詳述することは本論文では不可能である。参考文献として、長沼賢海『日本の海賊』（至文堂、1955。2009年の復刻私家版を使用）、太田弘毅『倭寇—商業・軍事史的研究』（春風社、2002）、松浦章『中国の海賊』（東方書店、1995）。
- 9 Andrews, K. R., *The Expansion of English Privateering and Piracy in the Atlantic, c. 1540-1625*, in Mollat, M. (ed.), *Course et Piraterie*, Paris 1975, p.200.
- 10 Earle, P., *op.cit.*, pp.21f. またHeers, J., *The Barbary Corsairs: Warfare in the Mediterranean 1480-1580*, London, 2003, Rediker, M., *Between the Devil and the Deep Blue Sea: Marchant Seamen, Pirates and the Anglo-American Maritime World 1700-1750*, Cambridge, 1987も参照のこと。
- 11 中世初期における地中海海賊について、Horden, P., Purcell, N., *The Corrupting Sea*, Oxford, 2000, pp.154ff.
- 12 De Souza, Ph., *Piracy in the Graeco-Roman World*, Cambridge, N.Y., 1999（以下、De Souza, (1999)と略）, pp.104; p.242, Id., Rome's Contribution to the Development of Piracy, in, *The Maritime World of Ancient Rome*, (ed. By Hohlfelder, R.), MAAR. Suppl. VI.（以下、De Souza, (2008)と略）, Ann Arbor, 2008, pp. 85ff.
- 13 Plut., *Caes.*, 2., Suet., *Caes.*, 4. Cf. Vell, 2, 42.
- 14 Cf. Homeros, *Od.*, 3., 71-74. 前2世紀以降に関しては、リウィウスの年代記の前168年以降が消失してしまっている。従ってポリュピオス、キケロ以外は、ディオ・カッシウス、アッピアノス、プルタルコス等、帝政期の史料が中心となる。各史料の該当箇所については必要に応じて註にて紹介する。
- 15 Polyb., 2. 8ff., esp. 12: "κοινοὺς ἔχθροὺς"
- 16 Livy, 40. 18; "Tarentini Brundisini que nuntiabant maritimos agros infestos transmarinarum navium latrocinii esse."（沿岸地域が海を渡ってきた船乗りの盗賊によって攻撃されているという知らせを、タレントウム人とブルンディシウム人が送ってきた。）
- 17 Livy, *Ep.* 60; Oros. 5. 13. 1; Flor. 1. 43. 1-2.
- 18 Livy, *Per.* 68; "M. Antonius praetor in Ciliciam maritimos praedones persecutes est." ; Obseq. 44; "Piratae in Cilicia a Romanis delecti."
- 19 Str., 14, 3, 2.; App., *Mithr.*, 92; Dio, 36, 20ff.
- 20 Cic., *Brut.*, 168; Leg., 3, 36.
- 21 *ILLRP*, 1, 342. *IGRRP*, 4, 1116.
- 22 Tac., *Ann.*, 12, 62 : "et piratico bello adiutum Antonium memorabant, quaeque Sullae aut Lucullo aut Pompeio obtulissent"（「(クラウディウス帝の時代にビザンティウム市民が) 海賊戦争の際にアントニウスに与えた助力を、またスッラやルкулルス、ポンペイウスに提供したものを思い起こした。）。非常時とはいえ、西地中海での軍事行動に東地中海からの援軍を要請した例すらある。Cf., Kallet-Marx, *Hegemony to Empire*, Berkeley, Oxford, 1995, pp.139ff.この時期には北イタリアにおけるキンプリ族、テウトネス族との戦い、またシキリアにおける奴隸反乱鎮圧に軍が割かれており、おそらく東地中海の海賊討伐にイタリアから大軍を送ることはできなかったであろう。

- 23 De Souza, (1999), pp.104f. Broughton, T. R. S., *The Magistrates of the Roman Republic*, 1, Atlanta, 1986, p. 568. 海賊討伐の正確な年代と、その際のアントニウスの地位については議論の余地がある。リウィウス概要にはアントニウスがプラエトルであったと明言されているが、キケロの『弁論家について』では、アントニウスはコンスル格権限でキリキアにいたと述べられている (Cic. *De Or.*, 1. 82: 'Namque egomet...tamen cum pro consule in Cilicium profiscens...:「私(アントニウス)がコンスル格権限でもってキリキアに赴いた時」)。また、ヒッルススの顕彰碑文もアントニウスをpro consuleと表現している。このためDアントニウスが前103年にプラエトルに在職し、翌年の前102年からコンスル格命令権 (pro consule) を得て東地中海に出発したのではないかという見解が近年では有力となっている (De Souza, (1999), p.103; Kallet-Marx, *op.cit.*, pp.229f. n.27)。そうは言っても、筆者にはリウィウス概要の明確な「プラエトルのマルクス・アントニウスが」という表現を、敢えて誤りと考える理由は見当たらないように考えられる。この時期に属州の命令権保持者をpro consuleと呼ぶことは一般的であるということ踏まえればなおさらであろう (De Souza, (1999), p.103. n.33)。また、次節で扱う立法が、前101年のプラエトルであったディディウスによって平定されたマケドニアと並んでキリキアをプラエトル管轄属州に設定したことは、プラエトルによる軍事行動がその前提であることを示唆しているのではないだろうか。以上から、本論文では前102年にアントニウスがプラエトルとして命令権を得たと考えことにする。
- 24 De Souza, (1999), pp.104f.
- 25 Cf. Sherwin-White, S.M., *Roman Foreign Policy in the East*, London, 1084, pp.97ff.
- 26 Str., 14, 3, 2; App. *Mithr.*, 92; Dio, 36, 20-23. 特にキリキア海賊による奴隷売買が、ローマにとって一定の利益をもたらしたが故に、彼らへの討伐を躊躇させたという見解があるが (Cf. Kallet-Marx, *op.cit.*, pp.228f.), De Souzaが述べるように、キリキア海賊が主たる奴隷供給源であったという証拠はない (De Souza, (1999), p.99.)。
- 27 Str. loc.cit. Astin, A. E., *Scipio Aemilianus*, Oxford, 1967, pp.137ff.; p.177.ただしこの調査団派遣の年代については異論がある。Cf. Mattingly, H. B., Scipio Aemilianus' Eastern Embassy, *CQ*.n. s. 36, 1986, pp.491ff.
- 28 De Souza, (1999), p.100; Kallet-Marx, *op.cit.*, p.228.
- 29 Str. loc.cit.
- 30 Str. loc.cit. セレウコス朝の権力の脆弱さについては、Habicht, C., *The Seleucids and Their Rivals*, in *CAH* 8, 1989, pp.365ff.
- 31 クニドゥス出土の碑文によって補足が可能となったこの法のテキストは、以下の論文で公開されている。Hassall, M., Crawford, M. and Reynolds, J. M., *Rome and the Eastern Provinces at the End of the Second Century B.C.* (以下、Hassallと略する) in *JRS*, 64, 1974, pp.195ff. 本論文でもこのテキストに従う。この法の年代については、Kallet-Marx, *op.cit.*, p.232, n.36も参照。
- 32 Hassall, pp.201ff. 特にクニドゥス・テキスト第2～3カラムおよびデルフィ・テキスト、Bブロック。De Souza, (1999), pp.110ff. ここで挙げられる「さまざまな人々」の中には、たとえばビテュニア王ニコメデス四世のごとき人物も含まれていたのかも知れない。前104年に彼が援軍を要請するマリウスに対して、住民の多くが不法にも奴隷として売られているため応じられないと回答したことは有名 (Diod., 36, 3, 1)。王はこの住民の不法な売却がローマの請負業者によるものと述べているが、キリキア海賊による住民の売却もあったに違いないというKallet-Marxの見解には説得力がある (Kallet-Marx, *op.cit.*, p.231)。このような状況も東地中海現地側からの海賊対策の要請には含まれた可能性はあるだろう。
- 33 Hassall, p.202.クニドゥス・テキスト第3カラム、38～41行およびデルフィ・テキストBブロック8～12行。
- 34 この法文の解釈としては、「ローマおよび同盟都市市民、ラテン人、ローマ人との友好関係を享受している外国の市民が安全に航行できるように」(クニドゥス・テキスト第3カラム)を字義通りに受けとって、例えばSantangelo, F., *Sulla, the Elites and the Empire*, Leiden, Boston, 2007, p.25; p.27は、この法の背景にローマの東地中海支配への傾斜とスッラの海上権掌握の試みとを読み取りながらも、法の直接的な目的自体は、特に同盟都市戦争以降のイタリ

- ア商人の重要性をその背景に見出しつつ、ローマ、イタリアの商人、請負業者等の安全確保を目指すものと受け取る。
- 35 Hassall, p.202, 第3カラム、16-21行。
- 36 Cic. *De Or.*, passim.
- 37 前5世紀、4世紀とアントニウスの名が史料中に現れる例自体は若干ある。例えば前450年から前449年の「第二次十二表法制定十人委員」の一人、T. Antonius Merenda (Liv. 3, 35, 11)、前334年のマギステル・エクィトゥム、M. Antonius (Liv., 8, 17, 3)、前168年にマケドニア王ペルセウスに降伏を進めたA. Antonius (Liv., 45, 7)。だが、彼らと「演説家」が同家系であることは確認できない。特に共和政初期のメレンダ家系と、家名がない「演説家」家系との間にはおそらく血縁はないであろう。
- 38 Val. Max., 3, 7, 9. クワエトルとして、彼はデロスで顕彰されている。この経験が前102年の命令権獲得に影響を及ぼした可能性はある。I. de Délos, 4,1, 1603; 1700
- 39 Plut. *Pom.*, 24; Str., 14. 5.2. 凱旋式はおそらく前100年の10月に挙行された。CIL². 2662.
- 40 コンスル : Cic., *Red. Ad Quir.* 11; Obseq., 46. ケンソル : Val. Max., 2, 9, 5; Cic., *De Or.*, 3, 10.
- 41 Cic., *De Or.*, 3, 10; Plut., *Mar.*, 43, 99. スッラとアントニウスの関係については、Santangelo, *op.cit.*, pp.26f.
- 42 Harris, W. V., *War and Imperialism in Republican Rome 327-70 B.C.*, Oxford, 1979, pp.262f.
- 43 Cic., *Leg.* 60; *Prov. Cons.* 19; 32; Sall. *Jug.*, 114, 3; Liv. *Per.*, 67; Vell., 2, 12, 3. Plut., *Mar.*, 14, 6.
- 44 Diod. 36, 3-8; Dio, 27, fr. 93, 1-3.
- 45 De Souza, (1999), p.104; p.115. Kallet-Marx, *op.cit.*, pp.228ff.
- 46 Liv., *Per.* 97; Cic., *Verr.* II, 2, 8; 3, 213; Vell., 2.31.3-4; Ps.-Ascon., 202. Broughton, *op.cit.*, 2, pp.101f.; p.108. Kallet-Marx, *op.cit.*, pp.304f.
- 47 Plut. *Ant.*, 1; App. *Sic.*, 6, 1; Sall. *Hist.* fr. III, 2 M. Broughton, *op.cit.*, p.111; p.117; p.123. ただしクレティクスの能力を高く評価する見解もある。Cf. Linderski, J., The Surname of M. Antonius Creticus and the Cognomina ex victis gentibus, *ZPE* 80, 1990, pp.157ff.
- 48 M. Antonius (三頭政治家) : 前52年クワエトル、前50年以降アウグル、前49年護民官、前48/47年マギステル・エクィトゥム (カエサルのディクタートル職と共に)、前44年コンスル、前43年 (前33年まで) 三頭政治、前33年コンスル。C. Antonius : 前45年以降、ポンティフェクス、前44年プラエトル。L. Antoius : 前50年クワエトル、前44年護民官、前41年コンスル。
- 49 アントニウス三兄弟の政治的上昇にはカエサルとの関係が大きく作用したことは言うまでもない。しかし例えばブルタルコスがおそらく前1世紀初頭と思われる時期に起きた、アントニウスの娘について述べた言葉は示唆的。「かつて凱旋式をも許された将軍アントニウスの娘」(Plut. *Pom.*, 24)。むしろこれはアントニアが他ならぬキキア海賊に誘拐されたという事件ならばこそ、父親の海賊に対する偉業を思い起こさせたものではある。とはいえ、紀元2世紀前後においてもアントニウスと凱旋式挙行が結びつけられて読者に理解できたことを示しているとは言えよう。
- 50 De Souza, (1999), p.107; (2008), pp.82f.
- 51 宮崎麻子『ローマ帝国の食糧と政治』(九州大学出版会、2011)、p.141; p.152. Vell., 2, 31, 3-4.
- 52 前148年 : Broughton, *MRR.* 1, p.463. Polyb., 38, 7-8; 20, 2; Liv., *Per.*, 51; App., *Lib.*, 113-126. Astin, A. E., *op.cit.*, pp.61ff. cf. Id., Scipio Aemilianus and the Consular Elections of 148 B.C., *Latomus* 37, 1978., p.485. 宮崎麻子、同上書、pp.193ff. 前134年 : Broughton, *MRR.* 1, p.490. Liv., *Per.*, 57; App., *Iber.*, 84-89; Cic., *Fam.*, 5, 12.2. 'Plut.', *Apophth.* S.M., 15. Astin, *Scipio Aemilianus*, Oxford, 1967, pp.183ff. 宮崎麻子、同上書、p.223
- 53 Plut., *Mar.*, 11-14. Broughton, *MRR.* 1, p.558. Yakobson, A., *Elections and Electioneering in Rome: A Study in the Political System of the Late Republic*, Stuttgart, 1999, pp.158ff. にマリウス再選に関する市民団の要請と、政界における支持者の動向分析。Cf. Gruen, E., *Roman Politics and the Criminal Courts*, 149-78 B.C., Cambridge Mass., 1968, pp.179f. Id., *The Last Generation of the Roman Republic*, Berkeley, London, 1974 (Paperback edition: 1995), p.537

【参考文献表】

- Andrews, K. R., The Expansion of English Privateering and Piracy in the Atlantic, c. 1540-1625, in Mollat, M. (ed.), *Course et Piraterie*, Paris 1975
- Astin, *Scipio Aemilianus*, Oxford, 1967
- Id., Scipio Aemilianus and the Consular Elections of 148 B.C., in *Latomus* 37, 1978
- Broughton, T. R. S., *The Magistrates of the Roman Republic*, 1&2, Atlanta, 1986
- De Souza, Ph., *Piracy in the Graeco-Roman World*, Cambridge, N.Y., 1999
- Id., Rome's Contribution to the Development of Piracy, in, *The Maritime World of Ancient Rome*, (ed. By Hohlfelder, R.), MAAR. Suppl. VI., Ann Arbor, 2008
- Earl, P., *The Pirate Wars*, London, 2003
- Gruen, E., *Roman Politics and the Criminal Courts*, 149-78 B.C., Cambridge Mass., 1968
- Id., *The Last Generation of the Roman Republic*, Berkeley, London, 1974 (Paperback edition: 1995)
- Habicht, C., The Seleucids and Their Rivals, in *CAH²* 8, 1989
- Harris, W. V., *War and Imperialism in Republican Rome 327-70 B.C.*, Oxford, 1979
- Hassall, M., Crawford, M. and Reynolds, J. M., Rome and the Eastern Provinces at the End of the Second Century B.C. in *JRS*. 64, 1974,
- Heers, J., *The Barbary Corsairs: Warfare in the Mediterranean 1480-1580*, London, 2003
- Horden, P., Purcell, N., *The Corrupting Sea*, Oxford, 2000
- Linderski, J., The Surname of M. Antonius Creticus and the Cognomina ex victis gentibus, in *ZPE* 80, 1990
- Mattingly, H. B., Scipio Aemilianus' Eastern Embassy, in *CQ*. n. s. 36, 1986
- Parish, J. R., *Pirates and Seafaring Swashbucklers of the Hollywood Screen*, Jefferson, N.C., 1995
- Rediker, M., *Between the Devil and the Deep Blue Sea: Marchant Seamen, Pirates and the Anglo-American Maritime World 1700-1750*, Cambridge, 1987
- Santangelo, F., *Sulla, the Elites and the Empire*, Leiden, Boston, 2007
- Sherwin-White, S.M., *Roman Foreign Policy in the East*, London, 1984,
- Yakobson, A., *Elections and Electioneering in Rome: A Study in the Political System of the Late Republic*, Stuttgart, 1999
- 稲本守「ソマリア沖海賊問題と海賊対処をめぐる一考察」『東京海洋大学研究報告』7（2011）
- 太田弘毅『倭寇—商業・軍事史的研究』（春風社、2002）
- 下山田聡明『ソマリア沖海賊問題』（成山堂書店、2012）
- 長沼賢海『日本の海賊』（至文堂、1955。2009年の復刻私家版）
- 松浦章『中国の海賊』（東方書店、1995）
- 宮崎麻子『ローマ帝国の食糧と政治』（九州大学出版会、2011）
- 外務省ホームページ「ソマリア沖・アデン湾の海賊等事案の現状と取り組み」
14 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/pirate/africa.html#section2>
- 許淑娟「マラッカ・シンガポール海峡における国際協力」『東京大学海洋アライアンス「知の羅針盤」』（<http://www.oa/u-tokyo.ac.jp/rashimban/kaizoku/cat61/post-27.php>）
- 長谷知治「マラッカ・シンガポール海峡、アデン湾における海賊事件」『東京大学海洋アライアンス「知の羅針盤」』（<http://www.oa/u-tokyo.ac.jp/rashimban/kaizoku/cat61/post-27.php>）

（受理 平成26年1月17日）